

第90回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和5年5月15日(月)午前9時30分から
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 大会議室

3 出席農業委員 (12人)

- 1番 川地 守
- 2番 宮城 恵子
- 3番 瀬川 一郎
- 4番 小柳 貴史
- 5番 沖村 和哉
- 6番 星出 栄一
- 7番 中原 賢
- 8番 大谷 正樹
- 9番 宮本 平
- 11番 角井 雅之
- 13番 安本 貞敏
- 14番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (2人)

- 10番 田中 豊文
- 12番 袴田 光夫

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

審査会1 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知（貸借の合意解約）について

報告事項2 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 晴彦

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村 竜太郎

事務局 定刻となりましたので、只今より第 90 回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いします。

会長 おはようございます。今日は天気がいいですけれど最近土日は雨が降って平日は晴れるというようになっています。柑橘に関していうと今うちの畑もそうなんですけど一面真っ白になるほどベタ花状態です。今からの摘果作業がどうしようかと不安になる着花状況になっているかと思えます。素晴らしい秋が迎えられるように今から必死になって頑張っていかなければいけない状況かと思えますので一緒に頑張っていきたいと思えます。

本日の附議事項は、議案 5 件、審査会 1 件、報告事項 4 件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は 0 名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 7 番中原委員と、8 番大谷委員によろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町久賀●●●●、譲渡人、周防大島町椋野●●●●、申請地、大字椋野、字小塩田、地番●●●●、地目畑、面積 151 m²です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在 0 m²、取得後は 151 m²です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、転居に伴い、住宅及び農地を併せて譲り渡したいという譲渡人の要望に対し、申請地を取得して夏野菜を中心に耕作を計画している譲受人が応えようとするものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の購入予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、農薬等の使用を注意し、季節に合った野菜を耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の7番中原委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

7番 5月8日に宮本推進委員と現地の確認に行つてまいりました。譲渡人は今娘の所に転居していますので近くに姪がいますからお話を聞いてまいりました。本人が転居するときに家土地を処分したいといつておりました。知人から家を探しているといわれるので早速家と土地を案内したところほぼ即決状態で話が進みOKをもらったということです。土地は以前近所の方が農機具を置きたいので借りたいと申し出があつたので草刈り等の管理を条件に貸していました。この話が決まりそうなので一応その旨を伝えたところ快く了解してもらいましたと話していました。以上のことから譲渡されても問題ないと考えます。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よつて、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町西方●●●●、譲渡人、広島県広島市●●●●、申請地、大字和佐、字東浜、地番●●●●、地目畑、面積87㎡他1筆合計236㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は236㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、4ページから7ページをご覧ください。本事案については、住宅及び農地を併せて譲り渡したいという譲渡人の要望に対し、従業員用の住宅及び申請地を取得し、パッションフルーツの栽培、加工販売事業の拡大を計画している譲受人が応えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第

4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の8番大谷委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8番 先日11日に現場を見に行きましてそのあと電話で譲受人と話をしました。譲受人は養蜂が主です。加工場が今度購入する家から200から300m離れたところにあります。本人は別のところに住んでおられます。今現在は平野、遠くは安下庄から人を雇って加工場をやってもらっているそうです。今度の住宅は来年決まっているようですがよそから従業員を雇うので今から準備をしているそうです。ここに書いてあるのですが加工場のそばであまりたくさんではないですけどパッションフルーツを今まで作っていてここでも栽培をしたい、いずれはだんだんと増やしていきたいということでした。ここは家の中にあるような畑で今は除草シートをしっかりと張って前の方が管理していました。広い方に柿とダイダイが植わっているんですけどそれはそのまま育てたいということです。以上で問題はないと思います。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。角井委員。

11番 5ページの売買価格または年間賃借料の金額は住宅を含むですか、含めないですか。農地だけですか。

事務局 農地だけです。

議長 他に質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。

続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町出井●●●●、譲渡人、埼玉県さいたま市●●●●、申請地、大字出井、字天神北、地番●●●●、地目畑、面積1,379㎡他1筆合計1,712㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は現在0㎡、取得後は1,712㎡です。それでは農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、8ページから11ページをご覧ください。本事案については、遠方に住んでいるため、農地の維持管理が難しく、譲り渡したいと考えていた譲渡人の要望に対し、家に隣接する申請地を譲受人が譲り受けようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、JA山口県に加入予定であり、JAの指導員の営農指導を受け耕作する計画から、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の3番瀬川委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

3番

先週大内推進委員と話を聞いてきました。この土地は譲受人の家に隣接している畑で20年くらい前から譲受人のお父さんが譲渡人の親族に頼まれて管理をしていたそうです。今は柑橘を何本かあとは野菜をきれいに管理されています。今回相続した方が帰ってくることもないということで買ってくれないかということになったそうです。今は主に譲受人の両親が管理されているということですが今後は習いながら自分でやっっていこうという考えだそうです。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。
続いて、No.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.4、申請人、譲受人、周防大島町西安下庄●●●●、譲渡人、山口県防府市●●●●、申請地、大字西安下庄、字屋代地中、地番●●●●、地目畑、面積482㎡他5筆合計2,921㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は2,921㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、11ページから18ページをご覧ください。本事案については、遠方に住んでいるため、農地の維持管理が難しく、譲り渡したいと考えていた譲渡人の要望に対し、転入に伴い譲渡人から譲り受けた住宅に併せて申請地を取得し、柑橘を栽培し営農に力を入れたい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の購入予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されません。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですがJA山口県に加入予定であり、JAの指導員の営農指導を受け耕作し、周辺の農業者と定期的に会合をする計画から、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の13番安本委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

13番

補足説明をいたします。5月9日の午前中に推進委員の國次さんと一緒に現地に出向きまして譲受人と一緒に話を聞くことができました。譲渡人は以前より耕作をしておられたお母さんが亡くなられたので相続で譲受をされたようです。現在は防府に住んでおられてすでに自己住宅を所有しておられますのでこちらに帰る予定はないということと、今まで全く農業に経験がありませんので住宅と今回の案件にある農地を一括で売りたいと思っておられたようで今回に至ったようです。譲受人は今年の2月まで県外に住んでおられた方ですがかねてより移住をしたいと思っていたようで知人の紹介によって

移住に至ったようです。県外では40年余り農業関連の仕事をしていたようですがミカンの栽培は初めてでこの5月より営農塾の生徒としてミカンの栽培基礎を一から勉強したいということで張り切っておられます。当時大学の方からも誘いがあったそうですが断って周防大島町に移住を希望してこられたようです。私も地元柑橘組合の一役員ですが高齢化が進んでおり組合員は大変少なくなっていますが今後の活躍を期待しています。現地をすべて見て回りましたが一か所だけ休耕のほかは立派な野菜やミカン園で手入れも行き届いて非常に良い状態で管理がされていました。もちろん周囲に対する防風林等の悪い影響なども全くありませんでした。説明は以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。

続いて、No.5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.5、申請人、譲受人、周防大島町油宇●●●●、譲渡人、周防大島町小泊●●●●、申請地、大字油宇、字竹西、地番●●●●、地目畑、面積91㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在3,792㎡、取得後は3,883㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、18ページから22ページをご覧ください。本事案については、狭隘地で、農地の維持管理が難しく、譲り渡したいと考えていた譲渡人の要望に対し、家に隣接する申請地を譲受人が譲り受けようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節に合わせた野菜を耕作する計画から、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項

各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の5番沖村委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

5番 この案件につきましては農業委員会の事務局から情報をいただきましたので事務局と一緒に事前に現地を確認しています。その後に推進委員の中田さんと確認しましたが現時点では雑木なんかも切って更地のようになっています。この土地については譲渡人の親元がこちらにあるということで相続されたようですが両親が亡くなってそのままの状態です。荒れていました。そういうところをこの譲受人の家が隣で、木を切り日ごろの管理を同意を得てやっていたようですがその中で譲渡人が管理できないということでもらってくれないかという話が出たようです。ここだけでなく他にもいろいろあるようですが譲渡人の姉妹が3人で全部お嫁に行っていて管理する人がいません。一部は譲渡人のご主人がミカンなどを作っていますけどこの場所については管理できないということで車が入らないということもあるのですが雑木がずいぶん立っていました。このへんの話が近くにあるのもらってくれないかということで出たようです。譲受人については定年退職して周りの畑もあるので一体的に管理して最近苗木等を植えていくらか面積も増やしているということです。その中で野菜畑がないということで家のすぐ隣になるここを管理して年中食べる野菜を作りたいという意向でした。今の時点で荒れていたということで木の根なんかがありますのでバックホーをお持ちなのでそれで開墾して今後また管理して野菜を作りたいということでした。周りも色々な所があり耕作されていけませんので環境整備になりますけど今から作るのは大変かと思いますが重機等お持ちなのできれいにして作りたいということでしたので問題はないと思っています。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて日程2、審査会1に移ります。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事前に送付しております農用地利用集積計画(案)につきまして、周

防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮りする次第です。内容をご説明いたします。告示予定日は令和5年6月1日です。新規3筆7,970㎡の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の事務局の説明に、ご質問はございませんか。角井委員。

11番 ●●さんってかなりご高齢だったと思うんですけど、どなたか一緒になってやられるならいいですけど。現時点でも大づくりの方だったと思うのでここからさらに8反増やしてご高齢でっていうのがいけるのかなという純粋な心配があります。

事務局 この土地は農地中間管理機構が一旦預かって保全管理をして次に新規就農者が来年耕作する予定なので大丈夫だと思います。

11番 わかりました。

議長 他に何かご質問がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件については異議のない旨の回答することに決定をいたします。続いて、日程3、報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について、No.1申請人、貸付人周防大島町久賀●●●●、借受人周防大島町久賀●●●●、申請地大字久賀、字下黒岩、地番●●●●、地目畑、面積1,500㎡他1筆合計2,037㎡です。契約内容等につきましては農業経営基盤強化促進法による利用権設定です。期間は平成27年12月25日から令和9年12月24日までの賃貸借権設定です。備考につきましては合意による解約です。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

私から質問があるので職務代理に変わります。

職務代理 職務代理の川地です。ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。廣岡委員。

1 4 番 これは借受人が●●●●さんですね。この方もけっこうお年なんですね。あの急傾斜地の畑を維持管理できるのか気にはなります。

事務局 正式には決まっていますが、解約後別の方が管理される予定です。一旦は所有者の管理にしてということです。

職務代理 それでは会長に戻します。

会長 特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、No.2について事務局よりご報告をお願いします。

事務局 はい、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について、No.2申請人、貸付人周防大島町西安下庄●●●●、借受人周防大島町東安下庄●●●●、申請地大字西安下庄、字大安下、地番●●●●、地目畑、面積1,196㎡です。契約内容等につきましては農業経営基盤強化促進法による利用権設定です。期間は平成28年6月25日から令和10年6月24日までの使用貸借です。備考につきましては合意による解約です。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。角井委員。

1 1 番 合意解約ですが借受者はちゃんとした農家さんで別の耕作者に変更されるということは所有者に変更するということですか、それとも何か新しく就農された方に行くのですか。

事務局 所有者に戻すと聞いています。

議長 他に質問がありましたらお願いします。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程4、報告事項2、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、報告事項2、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。油宇、平野にて2件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は23ページから28ページをご覧ください。

報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局 次回総会開催日は6月15日（木）午前9時30分から 場所は、久賀庁舎3階会議室を予定しております。議案送付は6月5日（月）までを予定しております。それから議事録に関しては今後議事録ソフトを使う予定といたしますので今まで通り発言の際には議席番号と委員名をお願いします。

議長 以上でお諮りしたい議案はすべて終了しました。では、以上をもちまして第90回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和5年5月15日開催の第90回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和5年 6月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____